



福岡医発第 635 号（地）

平成 28 年 5 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

（公 印 省 略）

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の
障害程度認定基準及び認定診断書の様式改正について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部より日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

特別児童扶養手当に係る障害の程度の認定につきましては、「特別児
童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定に
ついて」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知）に
より実施されているところですが、近年の医学的知見を踏まえ、第 9 節
／呼吸器疾患、第 14 節／代謝疾患について、障害程度認定基準及び認
定診断書の様式が改正され、平成 28 年 6 月 1 日から適用することとさ
れました。

また、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定につつま
しては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準につ
いて」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知）により
実施されているところですが、近年の医学的知見を踏まえ、認定診断書
の様式第 5 号、第 7 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号が改正さ
れ、平成 28 年 6 月 1 日から適用することとされました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただ
き、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

(地Ⅲ37)

平成28年5月11日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の
障害程度認定基準及び認定診断書の様式改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特別児童扶養手当に係る障害の程度の認定につきましては、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）により実施されているところですが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、第9節／呼吸器疾患、第14節／代謝疾患について、障害程度認定基準及び認定診断書の様式が改正され、平成28年6月1日から適用することとされました。

また、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定につきましては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）により実施されているところですが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、認定診断書の様式第5号、第7号、第12号、第13号、第14号、第15号が改正され、平成28年6月1日から適用することとされました。

このようなことから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に通知が出され、別添のとおり、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

障発 0 4 1 4 第 1 号

平成 2 8 年 4 月 1 4 日

各都道府県知事・指定都市長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における
障害の認定要領の一部改正について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 5 0 年 9 月 5 日児発第 5 7 6 号厚生省児童家庭局長通知）により実施されているところですが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、第 9 節／呼吸器疾患、第 1 4 節／代謝疾患について、別添 1 から別添 3 までのとおり改正し、平成 2 8 年 6 月 1 日から適用することとしましたので、管内市区町村及び関係機関に対しても周知をお願いするとともに、その運用について遺憾のないようお取り計らい願います。（様式について、平成 2 8 年 6 月 1 日以降は、新様式を使用し旧様式は使用しないようご留意下さい。）

なお、診断書様式の改正等に関して、管内の診断書作成医等に対して周知する研修会を開催される場合、特別児童扶養手当事務取扱交付金の支出対象に含まれることを申し添えます。

特別児童扶養手当（改正前）		特別児童扶養手当（改正後）	
一般状態区分表		一般状態区分表	
区分		区分	
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の５０％以上は起居しているもの	ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の５０％以上は起居しているもの
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の５０％以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの	イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の５０％以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの	ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
		<u>（５）その他の代謝疾患は、合併症の有無及びその程度、治療及び症状の経過、一般検査及び特殊検査の検査成績、認定時の具体的な日常生活状況等を十分考慮して、総合的に認定する。</u>	

